

いままでの流れ

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行され、国から地方公共団体への大幅な権限移譲や条例制定権の拡大など、地域が主体性をもってまちづくりが行えるよう制度が大きく変わりました。そして、私たちが暮らすこのまちは、より一層主体的にまちづくりが行えるよう、旧静岡市と旧清水市が合併して新「静岡市」として発足し、政令指定都市への移行を進めているところです。

政令指定都市としての機能を最大限活用し、この美しいまちをより良いまち、誰もが安心して集い、活動し、生活できるまちへと育てていくために必要なこと...それは、まちづくりの目標を明らかにし、それを達成するために、我々はこれから何ができるのか、そして何をしなければならないのかを、明確に定めることです。

このため、静岡市は平成15年8月に「静岡市自治基本条例等検討懇話会」を設置し、静岡市のまちづくりにおける憲法となる条例の制定に着手しました。この懇話会では、市民の代表者と職員が同じテーブルで議論し、また傍聴者にも発言の機会を設けるなど、開かれた雰囲気の中で会議が行われました。さらに、たたき台の募集やタウンミーティングなどを行い、市民の皆様からのご意見を極力取り入れながら条例案の検討作業が行われました。そして、条例の原案(素案要綱)をまとめ、平成16年9月14日に、検討懇話会から静岡市長へ条例素案要綱が提言されました。

今回お示しする条例中間案は、この条例素案要綱を踏まえて当局で策定したものです。

この条例は、政令指定都市への移行を目指す平成17年4月1日からの施行を目指しています。そして、市民主体のまちづくりを進めるため、より多くの皆様からさらにご意見をいただきたいと考えております。

未来の静岡市の姿を想像しながらこの条例中間案をご覧になっていただき、お気づきになった点は何なりと申し出ていただければ幸いです。